

—— 条例の基本的方向性（案） ——

■ 鴨川の特徴・課題と条例の方向

特色① 歴史と文化を支えた清流の鴨川

千年の古都を流れ文化の礎となった歴史を持ち、今も大都市の中心部にあって清流が保たれている鴨川に関する価値観を府民が共有する必要がある。

条例の方向 鴨川の歴史的文化的価値及び今後のあるべき姿の基本理念を明文化

特色② 日本有数の憩いの場・観光資源の鴨川

年間300万人が訪れる鴨川において、放置自転車など快適な利用を妨げる行為や景観の阻害が見られる。

条例の方向 今日的課題のうち、適正な利用、景観保全に関し実効性ある規制・対策を打ち出す。

特色③ 大都市の中心部を流れ、幅広い課題を持つ鴨川

大都市の中心部を流れている河川であり、環境、景観、利用の幅広い分野において京都市権限の課題が数多く存在する。

条例の方向 府市協調を理念として定めるとともに協調の仕組み創設を検討

特色④ 多くの関心が寄せられる鴨川

沿川住民、利用者、事業者をはじめ多くの人々が関心を寄せ、美化活動などの活動がなされ、また幅広い意見が府に寄せられている。

条例の方向 問題意識の共有化・意見交換を図る場を設置するなど住民協働を進める。

■ 条例の性格 ～3本の柱～

I 理念・基本条例

鴨川の歴史的・文化的価値及び治水、環境、景観、利用各分野に渡る基本的なあるべき姿を明文化し、これをもって、今後 鴨川の整備、管理、利用、参加に当たり、行政・住民が共通認識として有すべき根本原則とする。

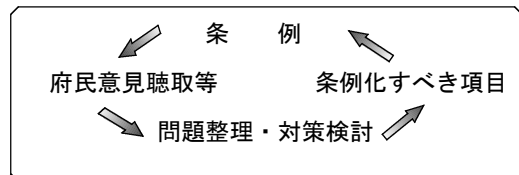
II 規制条例

今日的課題に対して、他法令で対応できないもの、かつ京都府の所管事務であるものについて、規制・誘導を行う。

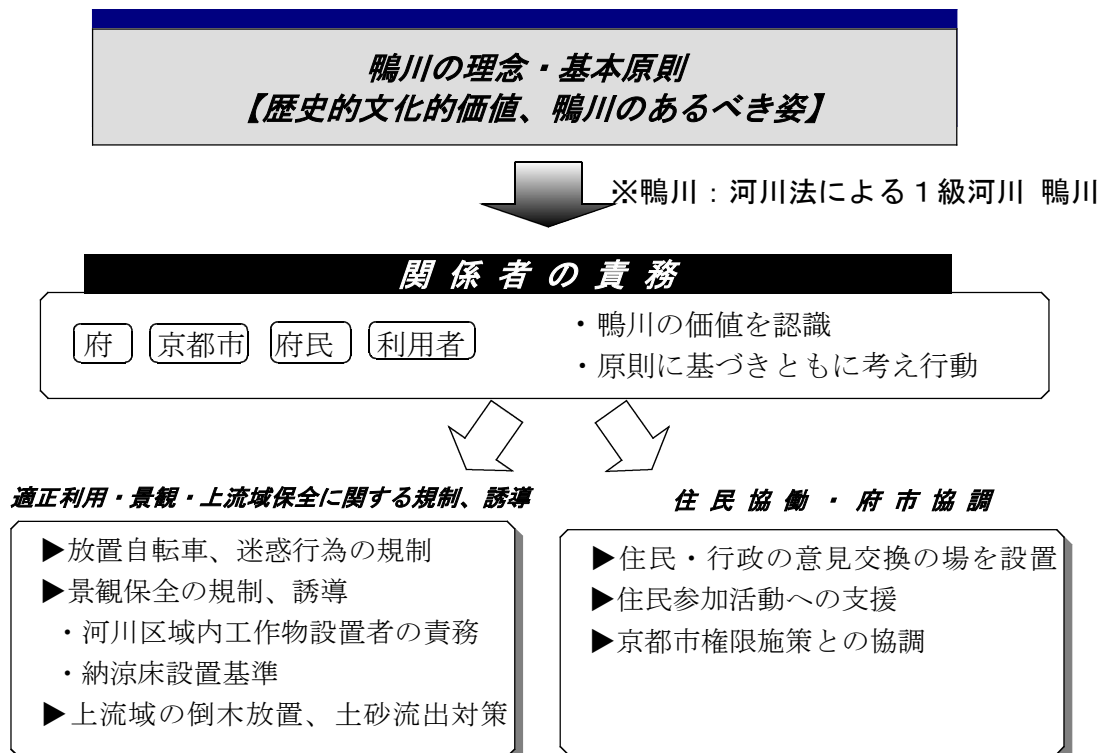
III 住民協働・府市協調条例

鴨川の諸課題に取り組むに当たっては、広範かつ自立的な住民参加、並びに京都市施策との連携協力が必要不可欠であるため、そのための仕組みづくりを行う。

※条例制定の後も、幅広い課題と多様な意見に 대응するため、住民意見を聴取する中で立法化の必要性、内容が明確になった時点で順次条文を追加していく「成長する条例」とする。



■ 条例の構成（案）



I 理 念

▶鴨川固有の価値

- ・鴨川は平安京造営以来数々の歴史上の舞台となり、優れた京文化を育みながら、人々の生活と密接に関わってきた。
- ・平安京の頃から築堤工事が進められ、世界的に見ても非常に古い時代から人の手が入った「都市河川」であるが、特に昭和の大改修にあっては、治水のみならず景観にも配慮して工事が進められた。
- ・現代も大都市の中心部にあって清澄な水流と良好な景観を保持し、観光都市京都の景観形成の重要な要素となり、憩いの空間として人々に親しまれ愛されている。
- ・上流域は豊かな森林に覆われて鴨川の水を育み、中流域は京都市の中心市街地にあつて美しい景観を創り出し、更に下流域は今後の整備可能性を残した地域で、それぞれの特色を有している。

▶これからの鴨川

- ・安心・安全の鴨川を目指して、流域全体の保水・遊水機能の保全も含めた治水対策の推進、住民の防災意識向上を図るべき。
- ・美しい鴨川を目指して、森林保全、健全な水循環の保全、流域の汚濁負荷の軽減、景観の保全を図るべき。
- ・親しまれる鴨川を目指して、適正な河川利用の促進、住民協働による河川管理の推進を図るべき。

▶関係者の責務

- ・府民、京都府、京都市、利用者は、鴨川を共有の貴重な財産として、守り、育み、次代に引き継がねばならない。
- ・そのために、各機関、府民・利用者一人ひとりが鴨川の価値を再認識し、良好な環境、景観の保全、快適な利用の確保のため、ともに考え、協調し、行動するものとする。

II 規制・誘導

▶迷惑行為に関する規制

(1) 放置自転車対策

放置自転車が、河川敷の適正な利用の妨げとなっているため、府が移動、保管、廃棄する手続を規定

(2) 落書き、危険な花火の禁止

河川区域内設備への落書きによる景観阻害、深夜のロケット花火による騒音等周辺への悪影響が見られるため、これらの行為を規制

▶景観に関する規制・誘導

鴨川空間の良好な景観を保全するための規定

- ・河川区域内に工作物を設置する場合の、設置者の景観配慮責務
- ・納涼床の構造、デザイン等の統一化を図るための基準設置

▶上流域での倒木放置・土砂流出等対策に関する誘導

III 住民協働・府市協調

▶住民協働

(1) 府民・京都府・京都市が鴨川に関する問題意識を共有し、意見交換するための場（鴨川府民会議（仮称））の設置

※鴨川府民会議において、水循環の確保、上流域保全、中州除去の在り方等多様な課題に関する意見交換を行い、解決の方向を検討する。

(2) 鴨川の歴史・文化への理解を深め、住民活動を推進する支援施策

※施策例：「鴨川の日」の設定、美化活動への顕彰制度、鴨川基金の創設など

▶府市協調

府は、ホームレス対策、景観、上流域保全、水質など京都市権限による施策と協調し、鴨川の適正利用、景観、環境の保全に努める。

■その他利用面での課題について

- ・バーベキューや迷惑行為の是正…利用者マナーの啓発を理念で条文化
- ・ホームレス対策…府市協調の取組として条文化